

富山県協同農業普及事業の実施に関する方針

令和4年11月

富 山 県

はじめに

協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づいて、普及指導員を置き、直接農業者に接して普及指導を行う等、農政の基本的な推進手法の一つとして実施され、地域の特性に応じた農業技術の開発・普及、担い手の育成や生産の組織化、新たな産地づくり等を通じて、農業の持続的な発展及び農業・農村の振興に大きな役割を果たしてきている。

また、農業は、国民の生命を支える食と国民が安心して暮らせる環境を維持するために必要不可欠なものであるが、近年、農業所得の減少、農業従事者の高齢化や後継者不足、農地面積の減少による生産力低下、集落機能の低下、地球温暖化等の課題を抱え、農業の食と環境を支える機能が損なわれかねない状況にある。

このような中であって、本県では、地域の農業者をはじめ、市町村、農業協同組合等と一体となって、富山県農業・農村振興計画等に基づき、認定農業者・集落営農組織・新規就農者の育成、法人化や園芸作物を導入した複合化、6次産業化による経営発展、高温に打ち勝つ高品質な米づくりや園芸の大規模産地づくりなど、現場のニーズに応える普及指導活動を積極的に推進してきたところである。

国は、新たな食料・農業・農村基本計画において、需要の変化に対応した食料の安定供給、農業・農村の多面的な機能の発揮と持続的な発展、次世代を含む国民生活の安定といった視点で、農業生産基盤の強化が不可欠であるとされ、さらに、令和4年5月に公布された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」においては、持続可能な農業の実現に向け環境負荷低減に資する生産体系の構築を支援する取組みが求められている。

これらを受け本県では生産性の高い農業と魅力ある農山村の実現を図るため、気象変動に強い「富富富」の生産拡大などによる高品質で良食味な選ばれる米づくりの推進や、全国一の種もみ出荷県としての高品質な種子の安定供給、非主食用米や大豆・大麦、園芸作物等の生産拡大と産地化による水田のフル活用、「富山県適正農業規範」等に基づく持続性の高い農業や高品質な農産物の生産拡大、スマート農業技術の実証・普及を通じた農作業の省力化や多収・高品質生産の実現、輸出促進のための販売力強化・販路拡大等、競争力の強化に向けた取組みを推進する必要がある。

また、担い手の育成と経営強化を図るため、経営感覚に優れた農業経営者の育成や集落営農組織の活動の活性化などにより持続可能な地域営農体制の確立を進めるとともに、新規就農においては、地域や産地が主体となった就農希望者の呼び込みや定着を図るための受入体制づくりを進める必要がある。

さらに、消費者や実需者のニーズを捉えた県農林水産物の生産や魅力発信による食のとやまブランドの推進のほか、県民への食の安全等に対する情報提供を行い、安全・安心な県産品の生産・供給を進める必要がある。

こうした情勢を踏まえ、県農政の新たな展開が求められる中、国の新たな「協同農業普及事業の運営に関する指針」（令和2年8月）及び「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」（令和4年6月）の内容を踏まえるとともに、県の総合計画や新たに策定した農業・農村振興計画（令和4年3月）に基づく施策の展開、さらに、これまでの普及指導活動の評価なども踏まえ、今後の本県における普及指導活動の基本的な課題や活動方法等を明らかにするため、本「富山県協同農業普及事業の実施に関する方針」を策定する。

本実施方針に則して、各農林振興センター及び広域普及指導センターにおいては普及指導計画を策定し、関係機関・団体や民間等との連携強化と役割分担の明確化を図りながら、効率的かつ効果的な普及指導活動の展開に努めるものとする。

目 次

第1 普及指導活動の課題	・・・	1
1 農業経営の高度化・複合化と生産基盤づくり		
(1) 次代に向けた地域営農体制の構築		
(2) 担い手の経営力向上と基盤強化		
(3) 地域を支える多様な担い手の育成・確保		
2 消費者に求められる競争力のある農産物の生産	・・・	2
(1) 高品質で選ばれる富山米の生産の推進		
(2) 水田フル活用等による大豆・大麦等の生産の推進		
(3) 園芸作物の生産力の強化・拡大		
(4) 安全で高品質な畜産物の低コスト生産の推進		
(5) 人と環境にやさしい農業の普及拡大		
(6) ICT等を活用したスマート農業の推進		
3 農畜産物のブランド力向上と販路の開拓・拡大	・・・	4
(1) 6次産業化の推進		
(2) 農畜産物のブランド力の向上		
(3) 地産地消と食育の推進		
4 豊かな資源を活用した魅力ある農村の創造	・・・	5
(1) 地域資源を活用した農山村の活性化		
(2) 鳥獣被害防止対策の推進と中山間地域等の活性化		
第2 普及指導活動の方法に関する事項	・・・	6
1 県の農業情勢に即した普及指導活動の体制の整備		
(1) 地域の農業を支える普及指導員の活動拠点の設置		
(2) 農林振興センターの総合力を發揮した活動の展開		
(3) 農業技術課配置の普及指導員の活動		
(4) 農業革新支援専門員の活動		
2 普及指導活動の重点化と関係機関・団体等との役割分担・連携の強化	・・・	8
(1) 普及指導活動の重点化		
(2) 関係機関・団体等との役割分担と連携の強化		
(3) 農業施策の活用		
(4) 農業普及指導協力委員の活用		
3 普及指導活動の実効性の確保	・・・	11
(1) 普及指導計画の策定		
(2) 普及指導活動の評価		
第3 普及指導員の配置に関する事項	・・・	11
1 普及指導員の配置		
(1) 農林振興センターへの配置		
(2) 広域普及指導センター（農業技術課分室）への配置		
(3) 農業技術課研究普及・スマート農業振興班への配置		
2 農業革新支援専門員の配置		
3 普及指導員及び農業革新支援専門員の計画的な養成及び確保		
4 普及指導員の在任期間		
第4 普及指導員の資質の向上に関する事項	・・・	12
1 計画的な研修の実施		
2 研修の方法及び内容		
(1) 普及指導力の強化		
(2) 経営指導力の強化		
(3) 専門指導力の強化		
(4) 課題解決能力の向上		
3 調査研究活動の実施		
4 人事交流の促進		
第5 農林振興センター等の運営に関する事項	・・・	13
1 農林振興センター等の運営		
第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項	・・・	14
1 他産業に関する指導機関との連携の確保		
2 都道府県間の連携の強化		
3 海外技術協力への対応		
4 持続可能な開発目標の達成に向けての対応		
5 実情に即した普及事業の見直し		

第1 普及指導活動の課題

本県の農業・農村の持続的な発展を図るため、次に掲げる課題を基本として、農業者・地域等の期待や技術の高度化、多様化するニーズ及び外部評価における意見等に的確に対応した普及指導活動に取り組む。

また、国の食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）及び富山県農業・農村振興計画（令和4年3月策定）に基づく施策を的確に推進する上で必要な普及指導活動に取り組む。

1 農業経営の高度化・複合化と生産基盤づくり

将来にわたって本県農畜産物の安定的な生産を支えるため、集落や地域の持つマネジメント機能を強化しながら、認定農業者や集落営農組織など意欲ある担い手を中心とした効率的かつ安定的な営農体制の構築を支援する。このため、市町村、農業協同組合等の主体性を明確にしつつ、これまでの各地域における取り組みや市町村で策定が進められる「地域計画」等を踏まえ、今後の方策について生産者及び関係機関と検討を行う。

また、経営の法人化や園芸作物の導入による経営の複合化、6次産業化などの取り組みを進めつつ、経営発展に必要な高度で多様な知識・能力の向上を図り、経営感覚に優れた農業経営者を育成し、担い手の経営基盤の一層の強化を図る。

これらの担い手をはじめ、新規就農者や就農希望者、経営参画や起業を目指す女性農業者などを重点対象とし、経営体及びこれを担う人材の育成・支援を行う。

（1）次代に向けた地域営農体制の構築

- ・「地域計画」等を踏まえた地域営農体制の構築に向け、農地中間管理機構を活用する等、認定農業者の規模拡大や集落営農の組織化等を支援し、意欲ある担い手の育成を図る。
- ・特に、担い手確保が困難な中山間地域など営農体制の構築が進んでいない地域において、広域的な組織化や他地区の担い手への農地集積など地域の合意形成を図るとともに、これらの経営基盤確立に向けた各種支援施策の導入等への助言・指導を行う。

（2）担い手の経営力向上と基盤強化

- ・企業的な法人経営体を育成するため、個別経営体や集落営農組織の法人化を支援するとともに、地域の農業成長戦略のモデルとなる「とやま型農業経営モデル」の普及に向け、経営発展に意欲的な経営体に対し、地域の強みや特徴を活かし、規模拡大や複合化、6次産業化などの取り組みを支援する。
- ・集落営農組織の活性化などを促進し、持続可能な地域営農体制の確立を図るため、組織間の合併・再編や、新規就農者を含めた周辺の担い手との連携、経営規模の拡大、園芸作物の導入による経営の複合化などを進めるとともに、構成員の世代交代や雇用による労働力の確保など経営基盤強化の取り組みを支援する。
- ・認定農業者や集落営農組織を担う人材を対象として、関係機関・団体や税務等の専門家とも連携しながら、生産技術・経営管理能力の向上や経営の複合化・多角化などに向けた取り組みを支援する。
- ・後継者が不在の経営体に対し第三者等への継承を含め、持続的な生産体制の構築に向けた取り組みを支援する。
- ・農村女性が持つノウハウを活かした農産物の加工や直売、農家レストラン等による起業活動を発展段階に応じて支援するとともに、起業組織のネットワーク化や働きやすい職場づくりの促進を図る。

(3) 地域農業を支える多様な担い手の育成・確保

ア 新規就農者等の育成・確保

- ・「県青年農業者等育成センター」、「とやま農業未来カレッジ」、「県農地中間管理機構」を運営する(公社)県農林水産公社、(一社)県農業会議、並びに市町村、農業協同組合、農林振興センター等で構成する「地域担い手育成総合支援協議会」が農業者、高校等の教育機関、民間企業等の関係機関と連携し、新規就農希望者の円滑な就農に向け、青年等就農ビジョンや青年等就農計画の策定などを支援するとともに、就農後、就農計画の進捗状況を踏まえながら、早期に経営の安定化が図られるよう、発展段階に応じ技術や経営管理について一貫した支援を行う。
- ・次代の経営を担う青年農業者の資質・能力向上を図るため、「県青年農業者等育成センター」や「とやま農業未来カレッジ」、「地域担い手育成総合支援協議会」等関係機関と連携し、高度で多様な知識・能力向上に向けた研修やプロジェクト学習及び組織活動等を支援する。
- ・地域や産地等が主体となり、就農希望者を積極的に呼び込み、就農定着を図るための新規就農者の受入れ体制づくりを支援する。・法人による新規就農者の円滑な受入れと早期の技術修得を促進するため、就業規則の策定など受入体制の整備や新規就農者を対象とした技術修得研修等の実施を支援する。

イ 女性農業者の育成

- ・農業の担い手としての役割の明確化を図り、女性が意欲と能力を発揮して農業経営に参画できるよう、家族経営協定の締結、女性農業者の技術・経営管理能力の向上、就労のための環境整備等を支援する。

ウ 多様な人材の活用

- ・地域農業の維持、活性化に向け、関係機関・団体とも連携しながら、他産業からの参入、高齢者、外国人などの多様な人材の活用促進に努める。
- ・農業者の負担軽減や労働力不足を解消するため、関係機関と連携し農業支援サービスの活用や農福連携を推進する。

2 消費者に求められる競争力のある農産物の生産

農産物価格の低迷や産地間競争の激化、国際貿易の新たなルールづくりによる関税削減など長期的な影響も懸念されるなか、消費者に求められる農産物を生産し、魅力を高めることで、需要拡大を図っていく必要がある。

特に、農業の成長産業化と農業経営の安定化を図るため、需要に応じた米生産や大豆、大麦、園芸作物などを組み合わせた水田フル活用を推進する。

また、「富山県適正農業規範」に則した適正な農業生産活動(いわゆる、「とやまGAP」)の推進・定着による適正な農業生産活動の実践を支援するとともに、農畜産物の安全の確保や環境に配慮した生産活動をはじめとして、消費者に求められる富山ならではの農畜産物の生産及び流通販売などによる産地の育成を支援する。

さらに、近年、取組みが進みつつあるICTやロボット技術などを活用したスマート農業を推進し、農作業の省力化、多収・高品質生産の実現を支援する。

(1) 高品質な選ばれる富山米の生産の推進

- ・「富富富」について、将来的に中生品種の大宗を占める品種となるよう生産拡大を進めるほか、高温等の気象変動に対応した栽培技術の徹底により、高品質で良食味かつ安全・安心な富山米の生産振興に取り組む。
- ・大規模な主穀作経営体等に対し、新技術の導入、資材費の低減、労働時間の短縮や農業機械施設の効率的利用の指導等を通じて、省力化・生産コスト低減などに向けた取組みを支援する。
- ・全国一の種もみ産地を維持・強化するため、栽培技術の指導の徹底やほ場・生産物の審査を行うなど、優良種子の安定生産の取組みを支援する。
- ・業務用米、輸出用米など多様なニーズ・用途に応じた米づくりに対する取組みを支援する。

(2) 水田フル活用等による大豆・大麦等の生産の推進

- ・主食用米の計画的生産とあわせ、実需者ニーズに即した大豆・大麦の品質や収量の確保に向けて、作付けの団地化、経営規模に応じた作業計画の策定、適期・適正な作業の実践、土づくりなどをはじめとする基本的な栽培管理技術の徹底に対する支援を行う。
- ・飼料用米、米粉用米、雑穀等の需要に応じた生産拡大や水田利用率の向上、新たな需要の創出に向けた取組みを支援する。

(3) 園芸作物の生産力の強化・拡大

- ・園芸作物の生産拡大、収益向上に向け、産地の目指す姿やその実現に向けた取組みを定めた「稼げる！園芸産地プラン」の策定を市町村など関係機関とともに進め、プランに基づき産地をけん引するリーディング経営体を重点的に指導するとともに、畑地化やスマート農業技術の導入による先駆的な高生産性モデルの実証、農業支援サービスによる労働力確保体制の確立、園芸産地での人材育成体制の強化等を推進する。
- ・卸売市場や流通業者等と連携した生産者と実需者とのマッチングによる販路開拓や需要に応じた生産・加工に係る機械・施設の導入支援など、生産から流通・販売までを一貫的に支援し、園芸産地の育成を図る。

(4) 安全で高品質な畜産物の低コスト生産の推進

- ・畜産経営の担い手の確保を基本として、畜産施設の整備や労働条件の改善、既存施設等の経営継承、経営を担う人材の経営管理能力の向上及び経営の法人化などの取組みを支援する。
- ・耕畜連携組織（コントラクター）の育成等により、牧草や飼料用米、飼料用稲、稲わら収集、放牧など自給飼料の生産・利用体制の整備を支援する。
- ・性判別技術や受精卵移植を活用した家畜改良などを支援する。
- ・飼料用米やエコフィード等の活用によるコスト低減、飼養衛生管理基準の遵守や畜舎等の環境改善、女性就労のための環境整備を支援する。
- ・堆肥散布による土づくりなど耕畜連携による循環型農業の推進や、堆肥舎などの環境対策施設や機械整備を支援する。
- ・HACCPやGAPの普及、担い手や後継者確保のための環境整備などを推進し、畜産物の安全確保

や労働環境の充実を図る。

- ・家畜保健衛生所と連携し、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫、豚熱等の家畜伝染病の発生予防を図る。

(5) 人と環境にやさしい農業の普及拡大

ア とやまGAPの普及定着と第三者認証GAP取得の支援

- ・県条例に基づく「富山県適正農業規範」に則した適正な農業生産活動（とやまGAP）の実践を支援する。
- ・第三者認証GAPの取得及びその実践に向けた取組みを支援する。

イ 環境にやさしい農業の普及拡大

- ・国の「みどりの食料システム戦略」やSDGsの視点を踏まえるとともに、とやま「人」と「環境」にやさしい農業推進プランに基づき、化学農薬や化学肥料の使用量低減など、環境にやさしい農業の取組みを支援する。
- ・プラスチックフリー肥料を利用した新たな肥効調節型肥料の実証等により、脱プラスチック対策の取組みを推進する。
- ・有機農業の推進に向け、先進的な有機農業者の実践を支援するとともに、市町村などと連携し、学校給食への供給など、有機農業の産地づくりを支援する。

(6) ICT等を活用したスマート農業の推進

- ・農作業の省力化、効率化・高精度化、多収・高品質生産を実現するため、急速に技術が進展するICTやロボット技術を活用したスマート農業について、技術実証や経営効果の検証を行うとともに、地域や経営体に応じた技術体系の確立及びスマート農機の導入に対し支援する。
- ・ドローンや自動走行作業機など先端技術を活用した農作業代行による労力補完などの支援サービスについて、合意形成や体制の構築に向けた取組みについて支援する。
- ・畜産施設の近代化等による生産性の向上、省力化も期待されるスマート農業技術を活用した畜産DXの実現を進め生産基盤の強化を支援する。

3 農畜産物のブランド力向上と販路の開拓・拡大

農産物価格の低迷や新型コロナウイルスの影響による需要減など農産物販売を取り巻く環境が大きく変化する中で、農業者の所得維持・増大に向けて、消費者や実需者のニーズに立ったマーケットインの視点から、付加価値の高い商品・サービスの開発や新たな販売に取り組む生産者に対し、6次産業化や農商工連携等を通じた支援を行う。

また、県産農畜産物等のブランド力向上や輸出に取り組む農業者等への生産・販売両面における支援を行う。

さらに、多様な消費者ニーズに対応した魅力ある農畜産物や農産加工品の生産拡大、直売所や量販店内のインショップ等の販売拡大などを通じ、地産地消を推進する。

(1) 6次産業化の推進

- ・6次産業化や農商工連携などによる地域資源を活用した新事業の創出、消費者・実需者ニーズの創出や地域の特徴を活かした農産物・加工品の生産など戦略的な取組みを支援する。
- ・6次産業化に必要な技術・ノウハウの習得や専門家等による事業計画の策定を支援するとともに、付加価値の向上等に取組む経営感覚に優れた農業者を育成する。

(2) 農畜産物のブランド力の向上

- ・高品質で付加価値の高い農畜産物等の生産に向け、地域団体商標制度や地理的表示保護制度（G I）への登録やその活用の取組みに支援する。
- ・県内外での商談会を活用した、生産者の販路拡大を支援する。
- ・地域での輸出用米の作付拡大や輸出に取り組む農業者等を生産・販売の両面で支援する。
- ・米粉の需要拡大に対応するための米粉用米の生産体制整備と米粉活用商品の開発を支援する。
- ・海外への販路開拓に有利となる国際水準G A Pや国際的に認められた認証（H A C C P等）の取得に対し支援する。
- ・安全・安心な農産物加工食品の生産に向け、H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理の取組みについて支援する。

(3) 地産地消と食育の推進

- ・直売所の運営支援、インショップ等における販売拡大、学校給食への県産食材の供給拡大等を通じて、地産地消の取組みを推進する。
- ・技術指導や情報提供等を通じて、地域の食材や農業の多面的機能に関する県民等の知識・理解を深める体験学習や交流活動等の食育活動を支援する。

4 豊かな資源を活用した魅力ある農村の創造

農村においては、高齢化等に伴う地域活力の低下や中山間地域を中心とした野生鳥獣による農作物被害などの問題がある一方、地元で生産された新鮮で安全な農畜産物を始めとして、豊かな自然や景観、伝統文化など魅力ある地域資源を有しており、これらに対する都市住民等のニーズは高まっている。

このため、地域資源を活かした農業生産及び都市住民との交流活動による関係人口の拡大や多様な人々の関わりによる地域活性化を推進し、中山間地域等の農業生産活動の継続や集落機能の維持強化を図るとともに、日本型直接支払制度などを活用した生産活動や荒廃農地の発生防止、農作物の鳥獣被害防止対策等の取組みを支援する。

(1) 地域資源の有効活用による農山村の活性化

- ・薬用作物等の地域特産物の栽培指導や商品開発、販路開拓等により生産振興を支援する。
- ・都市住民との交流の拠点となる直売所や体験農園に対し、技術指導や情報提供等により支援する。
- ・多面的機能支払制度などを活用し、生産基盤の機能維持等を図る活動を支援する。
- ・地域の食材や伝統文化など地域資源の魅力について都市住民等が知識・理解を深める体験学習や交流活動などグリーン・ツーリズムの取組みを行う農業者等に対し、技術指導や情報提供等を通じて支援する。

(2) 鳥獣被害防止対策の推進と中山間地域等の活性化

- ・集落環境管理（ヤブの刈払い等）、侵入防止対策（電気柵等の設置・維持管理）、捕獲対策（箱わなの設置・管理等）からなる総合的な鳥獣被害防止対策の地域ぐるみでの取組みを支援する。
- ・中山間地域等直接支払制度などを活用した農業生産の維持と荒廃農地の発生防止等の取組みを推進する。

第2 普及指導活動の方法に関する事項

本県の農業情勢等に即した効率的かつ効果的な普及指導活動の展開を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する「新しい生活様式」に対応する観点から、以下の普及指導活動の体制整備並びに、関係機関・団体・民間等との役割分担及び連携強化により、第1に掲げる課題などに取り組む。なお、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点から、ICT等の導入及びこれを活用するよう努める。

1 県の農業情勢に即した普及指導活動の体制の整備

(1) 地域の農業を支える普及指導員の活動拠点の設置

水田率が全国一高く稲作が中心となっている本県農業において、高品質・良食味米の生産に向けた技術対策の普及、効率的かつ安定的な経営体の育成、及び園芸生産拡大の取組みなどを進めるためには、経営体や地域の関係機関・団体と常に密接に連携しながら、中長期的な視点で普及指導活動に取り組む必要がある。

このため、人口、面積等の地理的状況、地域性及び県の他の出先機関の設置状況等を勘案して県内を4つの圏域に区分し、各圏域に、当該圏域における県の農政の推進拠点として農林振興センターを設置し、普及指導員の活動拠点とする。

また、主穀作、園芸及び畜産に係る技術対策の中核機能と広域普及・技術指導機能を担う広域普及指導センターを県中央部に設置し、全県域を活動範囲とする普及指導員（普及指導員資格を得るための実務経験者を含む。）の拠点とする。なお、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談、関係機関等の連携による専門技術の高度化や研究開発への参画などに対応するため、国が定める農業革新支援センターとして、広域普及指導センターを位置づける。

(2) 農林振興センターの総合力を發揮した活動の展開

各農林振興センターには、それぞれ普及指導活動に関する高い見識を有する所長及び次長の下に、企画振興課、担い手支援課及び農業普及課を設置し、それぞれ所掌する分野の活動を行うとともに、各課を横断的に構成するチームを組織し、広域普及指導センターと連携を図りながら総合力を發揮した普及指導活動の展開に努める。

なお、効率的な普及指導活動を行うため、ICT等を活用した活動については、有効性を踏まえ情報セキュリティを確保したうえで活用するよう努める。

ア ソフト・ハード施策の一体的推進

企画振興課においては、農業施策のソフト・ハード両面を一体的に展開するため、農地整備事業などハード事業実施計画と普及指導計画との調整とともに、富山県農業・農村振興計画に掲げる振興方針の実現に向けた地域戦略の明確化等を図る。

また、農林振興センター管内における中山間地域対策、農作物の鳥獣被害防止対策等の推進、地域ブ

ランドづくり、食育の推進、農村の活性化、都市農村交流及び農業情報の提供については、企画振興課が担い手支援課及び農業普及課と連携して効果的に推進する。

イ 担い手育成、複合経営への総合的な支援

担い手支援課においては、担い手の育成に向けた総合的な支援を行うため、農業普及課における地域営農体制の構築に係る取組みを支援するとともに、農業経営の改善や制度資金の活用等に係る支援を行うほか、新規就農者、青年農業者及び女性農業者等の人材育成、農村女性起業組織に対する技術・経営支援、地産地消や6次産業化の推進等に取り組む。さらに、管内の担い手の育成状況や「地域計画」等を踏まえた取組状況など、担い手育成に必要なデータの把握・とりまとめに努める。

また、園芸作物の生産技術の確立・指導や既存・新規産地の育成など、園芸に係る専門的で高度な普及指導活動を行うほか、園芸作物導入経営体の農業支援サービスの活用などによる労働力確保体制の確立の支援並びに排水性の改善、畑地化の推進など農業及び農業土木関係各課が連携して効果的に取り組むなど、収益性の高い園芸生産に向けた活動を行う。

ウ 地域農業への総合的な支援

農業普及課においては、地域のコーディネーター役として対象となる地域に密着し、地域の営農体制の構築を目指して、市町村、農業協同組合等の主体性を明確にしつつ、「地域計画」の策定や地域農業・農村の総合的な振興計画などの作成とその推進に係る支援を行うとともに、農地中間管理機構等と連携し、農地の集積・集約化等による認定農業者や集落営農組織等の担い手育成、経営基盤の強化に係る支援を行う。

また、地域を単位として主穀作（水稻、大豆・大麦等）の品質・生産性の向上を図るため専門的で高度な普及指導活動を行うとともに、主穀作経営体への園芸作物の導入による複合経営体の育成に、担い手支援課の支援を受けて取り組む。さらに、飼料用米・飼料用稲等の作付けや家畜堆肥の地域内循環システムづくりなどについては、広域普及指導センターと連携し、地域の農業者やそのまとめ役に対し、啓発活動を行うとともに、市町村及び農業協同組合等との連携強化が図られるよう支援する。

エ 各課横断的に構成するチームによる活動

「担い手育成」、「経営指導」、「地産地消、農村女性、6次産業化」支援に関しては、各課を横断的に構成する常設チームを設置し、その他の重要課題は「産米品質向上」、「適正農業管理（GAP）」、「農業情報」、「環境負荷低減」、「スマート農業技術」など別途プロジェクトチームを編成するなどして、普及指導員が現地で得た知見を集約し、かつ、その有する専門的な技術・知識を総合した効果的な支援活動を行う。

（ア）担い手育成チーム

「とやま農業未来カレッジ」や「富山県青年農業者等育成センター」「地域担い手育成総合支援協議会」等関係機関と連携し、新規就農希望者の状況等を把握し、就農準備から就農後にわたり支援するとともに、青年農業者等の後継者や経営者の資質・能力の向上を図る取組みを支援する。

（イ）経営指導チーム

経営者の意向や経営の実態等を把握しつつ、対象者を明確にした総合的な経営支援を行うほか、必要に応じ、県農業会議が運営する「富山県農業経営・就農支援センター」を通じた専門家派遣制度を活用し経営発展をサポートする。

（ウ）地産地消・農村女性・6次産業化支援チーム

女性農業者の経営参画や起業化を図るため、農村女性等の地域特産品の開発及び販路の開拓等を支援する。また、担い手経営体の6次産業化に向けた取組みを支援する。

(3) 農業技術課配置の普及指導員の活動

ア 高度専門技術、広域課題への対応

広域普及指導センターは、高度専門技術に基づく主穀作、園芸及び畜産に関する技術対策の中核機能と全県的な課題に係る技術指導機能を担い、試験研究機関、農林振興センター及び本庁行政部局等と連携・協力しつつ、全県域を活動範囲とする普及指導活動を展開する。

また、広域普及・技術指導機能の発揮に当たっては、プロジェクトチームによる全県的又は広域に係る重要課題の解決のための普及指導活動及び大規模経営体等に対する新技術等の高度専門技術の直接指導による迅速な課題解決のための普及指導活動を行う。

なお、効率的な普及指導活動を行うため、ICT等を活用した活動については、有効性を踏まえ情報セキュリティを確保したうえで活用するように努める。

イ 経営に関する高度専門指導の展開

研究普及・スマート農業振興班に配置する普及指導員は、農業経営に関する施策・制度や農産物価格の動向等の経営環境の変化に的確に対応するため、広域普及指導センター及び農林振興センターと連携し、大規模経営体等の担い手を中心とした経営指導を展開する。

ウ 普及指導員の資質向上への対応

普及指導員の資質の向上を図るため、普及指導員を対象にした研修の企画・調整、情報提供等を行う。

(4) 農業革新支援専門員の活動

農業革新支援専門員は、①重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・推進、②普及指導員の資質向上、③先進的な農業者からの相談・支援対応やパートナーシップの構築、④試験研究機関等との連携強化による研究開発への参画や関係機関等との連携による専門技術の高度化並びに政策課題への対応などを行うものとする。

2 普及指導活動の重点化と関係機関・団体等との役割分担・連携の強化

本県農業・農村の持続的な発展に必要な農業者支援活動にあたり、普及指導は、普及指導計画の策定・実行や重点プロジェクト活動の展開等を図ること等により、本県の施策の実現及び公的機関が担うべき分野（地域農業における技術革新の推進、地域の合意形成支援、新規就農者に対する支援、女性農業者の活躍推進、農産物等の輸出拡大、気候変動等による農作物等への影響緩和や、災害への対応、環境にやさしい農業の推進、農産物の安全の確保等）の取組みを強化するよう努める。

また、新たな農業技術を核とした農作業の省力化、多収・高品質生産に資するICT等の活用、化学農薬及び化学肥料の使用量の低減等による環境にやさしい農業の展開を積極的に普及・推進する。

(1) 普及指導活動の重点化

普及指導員が第1に掲げる課題に取り組むに当たっては、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、専門的で高度な技術・知識を駆使するとともに、関係機関・団体や農業者等の間で合意形成に向け

た指導、調整能力を発揮するなど、以下の内容の活動を中心に重点化を図る。

この場合、「重点プロジェクト」型の普及指導活動の展開に努めるとともに市町村、農業団体等との役割分担と連携強化において市町村、農業団体等が主体的に担う活動とされたものについても、適切な指導・助言や情報提供等を行うように努める。

ア 担い手に対する技術・経営指導

担い手の発展段階等に応じて資質・能力、経営面の意向及び経営実態等の的確な把握、経営状況等の診断、資質向上や経営改善等に向けた取組みの啓発及び具体的な提案、並びにその実践に係る相談、指導・助言、情報の提供及び関係機関・団体との調整

イ 地域農業のコーディネート

集落営農組織の合併・連携や新たな集落営農組織の育成などの地域全体に係る取組みについて、地域の意向や実態の的確な把握、地域の農業者等に対する取組みの啓発、地域のまとめ役となる者の掘り起こし、並びに地域での合意形成等に向けたまとめ役に対する相談、指導・助言及び情報の提供

ウ 地域における適時的確な技術指導

地域条件や気象・生育の状況等に対応した技術を判断するための調査研究、その決定に向けた関係機関・団体との調整及び生産者等に対する適時的確な技術情報の発信

エ 新技術の導入・普及

有望な技術や品種など新技術の導入を図るための調査研究、並びにその導入に係る生産者等への指導・助言及び情報の提供

オ スマート農業の普及・推進

労働力不足の解消や効率的な農業の展開を図るため、試験研究機関や民間企業等と連携し、ICTやロボットなど先端技術を組み入れた新たな技術体系について、地域適応性の検討や導入効果の検証結果を踏まえた技術体系の確立及び改善の推進、生産者等に対する指導・助言

カ 環境負荷低減に資する生産体系の構築

化学農薬及び化学肥料の使用量の低減等による環境にやさしい農業の展開を図るため、研究機関や農業協同組合等と連携した調査研究並びに生産者等への指導・助言及び情報提供

キ 関係機関への合意形成

新たな産地の育成等、その取組みに専門的な技術・知識が必要であって、かつ、生産者や農業団体、行政その他幅広い層が関わるものについて、関係者に対する取組みの啓発及び具体的な提案、並びにその合意形成等に向けた関係者との調整

(2) 関係機関・団体等との役割分担と連携の強化

ア 市町村・農業団体との役割分担と連携の強化

普及指導活動の重点化を踏まえ、以下の観点から市町村・農業団体との役割分担を進める。なお、役割分担には地域ごとの実態等を考慮して柔軟に行うものとし、県、市町村及び農業団体等で構成する協議会等において十分な協議調整を行い、その結果を普及指導活動の実効性の確保に反映するとともに、市町村・農業団体などとの連携を強化し、全体として成果が得られるように努める。

(ア) 市町村等との役割分担

地域の農業・農村の振興、農政全般の推進にあたる市町村の役割、農地の有効活用等の推進にあた

る農業委員会の役割を踏まえ、普及指導活動の重点化を図る中で、指導対象・指導内容等について、それぞれ役割分担の明確化を図る。

(イ) 農業協同組合との役割分担

農業協同組合の組合員に対する一般的な技術指導や農畜産物の流通・販売指導等にあたる営農指導事業の役割や地域農業の振興に向けた重点的な取組みを踏まえ、普及指導活動の重点化を図る中で指導対象・指導内容等について役割分担の明確化を図る。

この場合、地域農業技術者協議会などでの定期的な情報交換を行うほか、普及指導員を対象にした県の研修に営農指導員の参加を受入れることなどを通じて、営農指導員の資質の向上を積極的に支援する。

イ 民間企業等との連携

民間企業等の農業支援活動の把握に努め、農業者支援の充実強化に資する民間企業等との連携を図りながら普及活動を展開する。

また、農業者や地域農業の課題解決に向けて、民間企業等を含めた多様な機関が効果的に活動できるよう、公平性を確保しつつ、情報交換や情報提供を行う。

ウ 先進的な農業者との協働

先進的な農業者や地域リーダーと意見・情報交換を密に行い、新規就農者の育成、先進的な農業者が持つ技術の普及、地域モデルの育成などの活動において先進的な農業者等と協働で行う。

エ 試験研究機関との連携強化

試験研究における生産現場ニーズに即した技術開発と開発技術の迅速な現地への普及を図るため、農業者等の技術ニーズの把握、研究開発や最新の技術動向等についての知見を得るように努める。

また、研究課題の評価を行う県農林水産技術会議に参画し、試験研究機関との連携を密に図りながら、各種研修会の開催などを通じて農業者への技術指導を強化する。

さらに、国の公募型研究事業や県の試験研究課題において、担い手や地域が、緊急に解決すべき技術的な課題については、試験研究機関と協同して現地解決型の実証や適応試験を行うなどして、その迅速な解決に努めるとともに、中長期的に解決が必要な課題など内容に応じて、独立行政法人、大学、民間企業等を含め、技術シーズを有する多様な機関との積極的な連携に努めるものとする。

なお、試験研究に参画する場合においては、普及組織としての総合力を発揮できるよう、組織として参画するものとする。

オ 農業者養成研修の活用

新規就農者、若い農業者、経営感覚に優れ高い技術力を有する農業者、生産組織のリーダー等の育成を効果的に行うため、農業者養成研修を実施する「とやま農業未来カレッジ」、「富山県青年農業者等育成センター」、農業団体や民間等と連携しながら、その研修を有効な普及指導活動の手段として活用を図る。

また、就農希望者の就農支援を効果的に行うため、就農相談対応を行うとともに、「とやま農業未来カレッジ」、「富山県青年農業者等育成センター」、「各地域担い手育成総合支援協議会」、先進的な農業者等との連携を密にして、就農支援の強化を図る。

カ 学校教育との連携

担い手を将来にわたり安定的に確保していくため、学校教育その他の関係機関・団体と連携しなが

ら、農業高等学校の生徒など将来の就農が期待される者に対する実践的な研修の機会の提供に努めるとともに、その者と農村青少年等の交流促進の支援に努める。

(3) 農業施策の活用

担い手や地域の抱える課題の解決を効果的に行うため、県の農業関係部局はもとより、市町村・農業団体と密接に連携しながら、青年等就農資金等の制度資金や各種補助事業を有効な普及指導活動の手段として、普及指導計画に位置づけ、活用を図る。

(4) 農業普及指導協力委員の活用

新技術の実践や農村青少年等の育成などにおいて先導的な役割を担う農業者及び税務、労務管理、農産加工やマーケティング等の分野で見識を有する民間専門家、さらには普及指導員OB等を農業普及指導協力委員として委嘱し、その協力を得ながら効率的かつ効果的な普及指導活動の推進に努める。

3 普及指導活動の実効性の確保

(1) 普及指導計画の策定

第1に掲げる課題を基本に、地域の農業・農村の現状や農業者のニーズ等を踏まえ、各農林振興センターと広域普及指導センターにおいて、おおむね3カ年の普及指導活動による成果目標を示した普及指導計画を策定し、計画的に活動を展開する。

なお、成果目標の設定にあたっては、富山県農業・農村振興計画における目標指標及び達成年度等との整合性を確保するとともに、管内の担い手や農業生産の状況を的確に把握できるものとする。

また、計画の策定に当たっては、重点となる普及課題及び対象、関係機関・団体との連携・役割分担の内容、並びに普及指導活動の手段として活用する制度資金・補助事業等を明確にするるとともに、普及指導活動の適切な効果測定指標の設定に努める。

(2) 普及指導活動の評価

普及指導活動を効率的かつ効果的に実施するため、普及指導活動の計画及び成果等について、内部評価により自ら改善すべき点等の把握や改善方策の検討などを行うとともに、より客観的な視点で活動の必要性、有効性及び効率性等を検討するため、外部評価を行い、その結果を普及指導活動に適時的確に反映させる。

第3 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導員の配置

(1) 農林振興センターへの配置

地域の関係機関・団体や農業者等と密に接しつつ、各地域の課題解決に取り組む普及指導員を、県内4カ所に設置する農林振興センターに配置する。

この場合、各農林振興センター管内の農業・農村の実態や、普及指導員の専門項目及び活動実績等が考慮された適切な配置となるように努める。

(2) 広域普及指導センター（農業技術課分室）への配置

高度専門技術に基づく主穀作、園芸及び畜産に関する技術対策の中核を担い、広域的な課題の解決や最新技術の現地適応などに取り組む普及指導員を広域普及指導センターに配置する。また、畜産担当の普及指導員は広域普及指導センターに畜種ごとの専門職員を配置し、技術指導を実施する。

この場合、普及指導員の専門項目、経験年数及び活動実績等が考慮された適切な配置となるように努める。

(3) 農業技術課研究普及・スマート農業振興班への配置

農林振興センター、本庁関係各課及び関係機関・団体等と連携強化を図りつつ、農業経営指導の中核を担い農業経営の課題解決に取り組む普及指導員を本庁に配置する。

2 農業革新支援専門員の配置

高度な専門性を有し、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な個別相談・支援対応等を担う農業革新支援専門員として、広域普及指導センター及び研究普及・スマート農業振興班等の普及指導員等を充てる。

配置する農業革新支援専門員は、①土地利用型作物、②園芸、③畜産、④生産工程管理・農作業安全、⑤持続可能な農業・鳥獣害対策、⑥担い手育成、⑦スマート農業、⑧普及指導活動の8分野とする。

3 普及指導員及び農業革新支援専門員の計画的な養成及び確保

普及指導員の配置を的確に行うことができるよう、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保に努める。

また、研修、プロジェクト活動等の普及指導活動、調査研究活動等を通じ、全庁的・全国的な農政推進を行うことのできる広い視野を醸成し、農業革新支援専門員として普及指導活動の総括等を担うことができる者の育成に努める。

4 普及指導員の在任期間

担い手等に対する継続的な普及指導活動を展開していく観点から、普及指導員は一定期間継続して従事し得るように努める。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 計画的な研修の実施

担い手への技術・経営指導等の普及指導活動に必要な「スペシャリスト機能」・「コーディネート機能」について、一層高度な資質が求められていることを踏まえ、普及指導員の自己研鑽を基本としつつ、農業の現場において必要とされる課題解決能力の向上を図る。

このため、普及指導員の資質を継続的に向上させ、長期的な視点から普及事業に必要な人材の育成を図るため、普及指導員等人材育成計画を基に、年度当初に受講対象者の経験年数や資質・能力の状況、専門項目を考慮した「普及指導員等研修計画」を作成し、普及指導員に対する計画的かつ効果的な研修を実施する。また、研修の実施に当たっては、先進的な農業者、大学、試験研究機関、民間企業、普及指導員の経験者等と連携するものとする。

さらに、普及指導活動経験の少ない普及指導員については、早期育成を図るため農林振興センターにおいてOJT等の実施状況等を確認するとともに、センター全体で当該職員を育成する機運を維持するよう配慮し、資質向上に向けた体制を整えるように努める。

なお、普及指導手当については、普及指導員の職務の困難性に鑑み、普及指導員の自主的な資質向上の取組みの助長及び意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から運用するよう努めるものとする。

2 研修の方法及び内容

(1) 普及指導力の強化

普及現場におけるOJTや集合研修、国への派遣研修等を通じて、実践的な普及指導力の向上を図る。

(2) 経営指導力の強化

新任期から中堅期までの期間において、集合研修、国及び民間企業等主催の派遣研修を通じて、実践的な経営管理やマーケティング等に関する研修を段階的に実施し、経営指導力の強化を図る。

(3) 専門指導力の強化

国や試験研究機関等への派遣研修を実施し、高度・先進的な技術力の向上により普及指導員の専門指導力の強化を図る。

(4) 課題解決能力の向上

現地実証、市場・先進地調査、経営コンサルタントなど民間専門家の活用等の手法を総合的に組み立てた普及指導活動の実践を通じ、経営体や地域農業に係る課題解決能力の向上を図る。

3 調査研究活動の実施

農業の現場における課題解決と自身の資質向上に資する観点から、普及指導員は試験研究機関等と連携を図りながら、専門項目または普及指導活動の技術や方法に関する調査研究活動、その成果の検討及び情報交換等を実施する。

4 人事交流の実施

普及指導員の能力向上や幅広い視野の醸成を図る観点から、試験研究機関、行政等との計画的な人事交流の実施に努める。

第5 農林振興センター等の運営に関する事項

1 農林振興センター等の運営

農業者等のスマート農業をはじめとした技術及び経営に関する情報発信・相談窓口として機能するように、試験研究機関や民間企業等と連携し、必要な情報を収集・整理するとともに、集めた情報や支援等を通じて得られた知見・情報が共有されるよう努める。

また、広域普及指導センターは、先進的な農業者等からの相談の対応や、国や都道府県の試験研究機

関、大学、民間企業等における試験研究成果などの新たな技術及び他の都道府県の取組等に関する情報の集約整理、蓄積に努める。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 他産業に関する指導機関との連携の確保

産学官連携をはじめ、地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、必要に応じて、商工会議所等農業以外の産業に関する指導機関との連携に努める。

2 都道府県間の連携の強化

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に係る都道府県間の情報の共有、技術協力等に努めるものとする。

3 海外技術協力への対応

海外からの要請に応じて、農業技術者の受入れ研修や農業研修生の技術修得の支援等に努める。

4 持続可能な開発目標の達成に向けての対応

農業に関するSDGsへの理解が深まり、農山村の持続的な発展につながるなど農業分野における取組みに対し支援等に努め、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資するよう配慮する。

5 実情に即した普及事業の見直し

農業情勢の変化、農業政策の動向及び普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した普及事業の見直しに取り組むものとする。